

令和4年度 指定障害福祉サービス事業者等及び 指定障害児通所支援事業者等 実地指導結果

指定障害福祉サービス事業者等については、鹿児島県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領に基づき平成19年度から実地指導を行っているが、平成24年度から障害児を対象とした事業については、児童福祉法に根拠規定が一本化され、「障害児通所支援」に再編されたことから、指定障害児通所支援事業者については、鹿児島県指定障害児通所支援事業者指導・監査実施要領に基づき実地指導を行っている。指定障害児入所施設等については、鹿児島県指定障害児入所施設等監査実施要領に基づき、平成27年度から一般監査を行っている。

また、毎年度、指定障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導を行っている。

なお、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行った上で、実地による指導等を実施した。

1 指定障害福祉サービス事業者等の集団指導の結果概要

毎年度、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の全事業所・施設を対象に、サービス提供等の留意事項、サービス等に要する費用の請求の内容、制度改正内容及び前年度の実地指導結果の概要などについて、講習等の方法により行っているが、令和4年度については、講習等の形式によらず、資料送付により行うこととした。

2 指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査結果の概要

実地指導は、1,321事業所・施設を対象に、456事業所等について行い（実施率34.5%）、そのうち39事業所等に対して延べ55件の指摘を行った。

指摘件数のうち、「運営に関する基準」が全体の58.2%を占めているが、その内訳をみると、「非常災害対策（14件）」、「工賃の支払・賃金（4件）」、「契約支給量の報告等（3件）」等の指摘があった。

また、「介護（訓練等）給付費の算定及び取扱い」に関しては、17件の指摘があり、算定誤り等により3事業所に返還を指示した。

監査については、実施なし。

3 指定障害児通所支援事業者の指導・監査結果の概要

実地指導は、420事業所を対象に、150事業所について行い（実施率35.7%）、そのうち15事業所等に対して延べ22件の指摘を行った。

指摘件数のうち、「従業員の員数（指導員、保育士等）（3件）」、「内容及び手続の説明及び同意（2件）」、「児童発達支援計画の作成等（1件）」等、人員に関する指摘や運営に関する指摘がみられた。

また、「障害児通所給付費の算定及び取り扱い」に関しては、11件の指摘があり、算定誤り等により4事業所等に返還を指示した。

監査は、指導員等給付費の不正受領等の疑いにより、1事業所に対して実施した。

4 指定障害児入所施設等の指導・監査結果の概要

一般監査は、10施設を対象に、5事業所等について行った。（実施率50.0%、指摘事項及び返還を指示した施設なし。）

5 実地指導状況

※ 令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行った上で、実地による指導等を実施した。

(1) 指定障害福祉サービス事業者等

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	居宅介護事業所	164	/	[31] () 62	[2] () 3	9
2	重度訪問介護事業所	156	/	[30] () 61	[2] () 2	2
3	同行援護事業所	54	/	[9] () 20	(2) () (2)	2
4	行動援護事業所	16	/	[1] () 6	[] () -	-
5	重度障害者等包括支援事業所	0	/	[] () -	[] () -	-
6	自立生活援助事業所	4	/	[] () 1	[] () -	-
7	療養介護事業所	3	/	[] () -	[] () -	-
8	生活介護事業所	157	/	[24] (1) 49	[1] () 1	1
9	短期入所事業所	110	/	[16] (1) 41	[1] () 1	1
10	障害者支援施設	58	/	[11] (1) 22	[1] () 1	2
11	共同生活援助事業所 (介護サービス包括型)	82	/	[10] () 26	[4] () 6	9
12	共同生活援助事業所 (日中サービス支援型)	6	/	[2] () 3	[] () -	-
13	共同生活援助事業所 (外部サービス利用型)	50	/	[12] () 20	[3] () 4	4
14	自立訓練（機能訓練）事業所	9	/	[] () -	[] () -	-

各欄上段に、集合実施指導は [] 書で、書面実施指導は () 書で再掲。

(通常、実地指導としているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合（又は書面）実施指導に切り替えた場合あり。)

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
15	自立訓練（生活訓練）事業所	24		[1] () 4	(1) () (1)	1
16	就労移行支援事業所	28		[3] () 7	[] () -	-
17	就労継続支援（A型）事業所	56		[10] (1) 29	[3] () 4	6
18	就労継続支援（B型）事業所	253		[42] (1) 94	[7] () 14	18
19	就労定着支援事業所	6		[] () -	[] () -	-
20	地域移行支援事業所	43		[] () 5	[] () -	-
21	地域定着支援事業所	42		[1] () 6	[] () -	-
合 計		1321		203 5 456	27 0 39	55

各欄上段に、集合実施指導は [] 書で、書面実施指導は () 書で再掲。

(通常、実地指導としているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合（又は書面）実施指導に切り替えた場合あり。)

(2) 指定障害児通所支援事業者

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	児童発達支援事業所	134	/	[19] () 54	[2] () 9	10
2	医療型 児童発達支援センター	0	/	[] () 0	[] () 0	
3	放課後等デイサービス事業所	229	/	[29] () 79	[2] () 6	11
4	居宅訪問型児童発達支援事業所	6	/	[] () 0	[] () 0	
5	保育所等訪問支援事業所	51	/	[5] () 17	[] () 0	1
合 計		420	/	[53] () 150	[4] () 15	22

各欄上段に、集合実施指導は [] 書で、書面実施指導は () 書で再掲。

(通常、実地指導としているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合(又は書面)実施指導に切り替えた場合あり。)

(3) 指定障害児入所施設等

事業種別		対象数	集団指導 実施数	実地指導 実施数	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	福祉型障害児入所施設	8	/	[1] () 3	[] () -	-
2	医療型障害児入所施設	2	/	[1] () 2	[] () -	-
合 計		10	/	[2] () 5	[] () -	-

各欄上段に、集合実施指導は [] 書で、書面実施指導は () 書で再掲。

(通常、実地指導としているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、集合(又は書面)実施指導に切り替えた場合あり。)

※ 文書指摘内容詳細は、別表5

(別表5)

事業者等に対する主な文書指摘事項（件数）

区 分	計	障害福祉 サービス事 業者等	障害児通所 支援事業者	障害児入所 施設等	備 考
第1 基本方針	0	-	-	-	
第2 人員に関する基準	5	1	4	-	・従業者の員数 ・児童発達支援責任管理者
第3 設備に関する基準	0	-	-	-	
第4 運営に関する基準	39	32	7	-	・サービスの提供の記録 ・契約支給量の報告等 ・計画の作成等 ・会計の区分 ・工賃の支払・賃金 ・非常災害対策 等
第5 多機能型（一体型） に関する特例	0	-	-	-	
第6 変更の届出等	5	5	-	-	・変更の届出等
第7 介護(訓練等)給付費 の算定及び取扱い	28	17	11	-	・各種加算 等
第8 その他	0	-	-	-	
合 計	77	55	22	0	